

城陽市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目標

城陽市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。
このため、城陽市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

京都府住宅・建築物安全ストック形成等整備計画（防災・安全）（第3期計画）に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

計画	令和7年度取組内容	令和7年度目標
	【財政的支援】 i) 木造住宅耐震診断士派遣事業において、業務委託による耐震診断を実施。 ii) 木造住宅耐震改修等事業費補助事業において、耐震改修費等の一部に対する補助を実施。	①耐震診断: 75戸 ②耐震改修: 17戸 ③簡易耐震改修: 8戸 ④耐震シェルター設置: 予定無し
	【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ①令和7年度の戸別資料配布は4,000戸を予定。なお、配布エリアについては市全域を対象として、自治会単位で順次配布を行う。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ①耐震診断結果報告時に耐震改修に係る制度説明を行い、耐震改修を促進する。 ②耐震診断後も診断実施者に対して、電話等により耐震改修を促す。 iii) 改修事業者の技術力向上等 ①京都府が実施する改修事業者の技術力向上に係る取組と連携し、推進を図る。 ②京都府が作成する耐震改修事業者リストについて、窓口での閲覧、ホームページでの公開などにより、公表する。 ③城陽市内および近隣リフォーム業者への、制度概要説明により普及啓発を図る。 iv) 一般への周知普及 ①耐震改修の必要性の周知のため、「広報じょうよう」に制度説明に係る記事を掲載する。（年1回を予定） ②自治会、その他市民団体等を対象にした出前講座により制度の普及啓発を図る。 ③耐震改修に係るパンフレット等により制度の周知普及を図る。	前年度までの実績 令和6年度 ①耐震診断: 89戸 ②耐震改修: 21戸 ③簡易耐震改修: 2戸 ④耐震シェルター設置: 0戸 令和5年度 ①耐震診断: 64戸 ②耐震改修: 10戸 ③簡易耐震改修: 9戸 ④耐震シェルター設置: 0戸 平成16年～令和4年度 ①耐震診断: 1062戸 ②耐震改修: 296戸 ③簡易耐震改修: 75戸 ④耐震シェルター設置: 0戸 ※各制度の開始時期 耐震診断: 平成16年度～ 耐震改修: 平成19年度～ 簡易耐震改修: 平成25年度～ 耐震シェルター設置: 平成28年度～

自己評価	前年度(令和6年)の取組実績	前年度(令和6年)の課題
	・年度当初に、令和5年度診断済で改修未了案件及び耐震改修施工業者に対して、令和6年度耐震改修事業費補助金の受付開始案内を送付し、事業活用を促した。 ・新規診断希望者の確保に向けた活動として、ポスティングによる戸別資料配布を5,100戸へ実施した。 ・「広報じょうよう7月15日号」において、令和6.7年度限定で木造住宅耐震改修補助金額引き上げの事業概要を掲載し、事業周知を行った。	普及啓発活動におけるポスティングの反応率、また耐震改修への移行件数も令和4年度より低迷していたが上昇傾向に転じているので、継続的な対策が必要となる。
		対策 ・建設費高騰による住宅所有者の負担を軽減するため、耐震改修事業者の知識向上および提案力向上を目指し指導教育を行う。